

家畜伝染病予防法施行令改正の趣旨及び概要について

平成20年9月

農 林 水 産 省

Ⅰ 背景

高病原性鳥インフルエンザについては、全世界的にその発生が拡大しており、特に本年4月に韓国において全国的に流行するなど、周辺国において発生が拡大している。このような中、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国において野鳥を介して高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクが高まっている。

国内においても、平成16年に、79年ぶりに発生して以降、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、高病原性鳥インフルエンザについて、早急に防疫体制を構築することにより、迅速に当該疾病のまん延を防止することが喫緊の課題となっている。

Ⅱ 改正の概要

こうした状況を踏まえて、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜とされている鶏、あひる、うずら及び七面鳥と共通する感受性を有し、ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生したときには基幹家畜にまで被害を及ぼしかねない、きじ、だちょう及びぼろぼろ鳥を家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加し、万が一我が国において発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく殺処分命令等、所要の防疫措置を講ずることができるようにする。

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文(抄)

○ 家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
(政令で定めるその他の家畜)				(政令で定めるその他の家畜)			
第一条 家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。				第一条 家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。			
伝染性疾病	家畜	(略)	高病原性鳥インフルエンザ	伝染性疾病	家畜	(略)	高病原性鳥インフルエンザ
(略)	(略)	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥	(略)	(略)	(略)	七面鳥	(略)

高病原性鳥インフルエンザについて

1. 高病原性鳥インフルエンザの概要

- (1) 高病原性鳥インフルエンザとは、全身症状を伴う家きんの急性伝染病であり、高病原性鳥インフルエンザが感染した場合は、急性の経過をとり、ほぼ100%死に至る。また、主な症状としては、神経症状（首曲がり、沈うつ等）、呼吸器症状がある。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの病原体は、H5、H7亜型等のA型インフルエンザウイルスであり、高い伝染性を持ち、感染鳥との接触（糞、羽、毛との接触を含む）等によって感染する。感染鳥との密接な接触により、まれに人への感染被害（海外）があるが、ウイルス変異等によってヒトからヒトへの感染性を有する新型ウイルスになることが懸念されており、鳥段階で封じ込めることが喫緊の課題。
- (3) 鳥インフルエンザウイルスに対しては、鳥種一般が感受性を有しており、世界各地においてさまざまな鳥種からウイルスが検出されている。きじについては、パキスタンで発生し、その後、他の農場にまん延し、甚大な被害が生じた事例がある（2007年）。また、だちょう、ほろほろ鳥についても、イタリアで発生し、だちょうが387羽、ほろほろ鳥が25万羽殺処分された事例がある（1999～2000年）。

2. 高病原性鳥インフルエンザに対する対応

- (1) 本病を罹患した場合、多くが急性の経過をとるため有効な治療法はない。また、本病の現行のワクチンは、発症は防げるが、感染を完全に防御することはできないとされており、無計画なワクチンの使用は、本病の発生を見逃すおそれがあることから、我が国ではワクチンの予防的使用は認めていない。
- (2) このため、我が国の本病の防疫では、早期の発見と迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法であり、家畜伝染病予防法に基づき、モニタリングが実施されている。



【高病原性鳥インフルエンザによる鶏の大量死】

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

■ = 輸入停止国【55カ国・地域】

《ヨーロッパ》

イタリア H7N3
感染確認日: 2002.10.23
ルーマニア H5N1
感染確認日: 2005.10.11
トルコ H5N1
感染確認日: 2005.10.11
アルバニア H5N1
感染確認日: 2006.3.9
チェコ H5N1
感染確認日: 2007.6.22
オランダ H7N7
感染確認日: 2006.8.1
(注)オランダはワクチン接種につき
2006.3.16以降輸入停止
セルビア・モンテネグロ H5
感染確認日: 2006.4.5
ポルトガル H5N2(弱毒)
感染確認日: 2007.9.19
デンマーク H7N1(弱毒)
感染確認日: 2008.4.30
英国 H7N7
感染確認日: 2008.6.4

《ロシア、NIS諸国》

ロシア H5N1
感染確認日: 2005.7.22
カザフスタン H5N1
感染確認日: 2005.8.4
ウクライナ H5N1
感染確認日: 2005.12.6
アゼルバイジャン H5N1
感染確認日: 2006.3.1

《北東アジア》

中国 H5N1 感染確認日: 2004.1.27
モンゴル H5N1 感染確認日: 2005.9.2
北朝鮮 H7 感染確認日: 2005.3.15
韓国 H7N8(弱毒) 感染確認日: 2007.11.26
H5N1 感染確認日: 2008.4.2

《アフリカ》

ナイジェリア H5N1
感染確認日: 2006.2.9
南アフリカ H5N2
感染確認日: 2004.8.9
ジンバブエ H5N2
感染確認日: 2005.12.5
エジプト H5N1
感染確認日: 2006.2.21
ニジェール H5N1
感染確認日: 2006.3.1
カメルーン H5N1
感染確認日: 2006.3.14
スーダン H5N1
感染確認日: 2006.4.21
コートジボワール H5N1
感染確認日: 2006.4.27
ブルキナファソ H5N1
感染確認日: 2006.5.31
ジブチ H5N1
感染確認日: 2006.5.31
ガーナ H5N1
感染確認日: 2007.5.7
トーゴ H5N1
感染確認日: 2007.6.26
ベナン
感染確認日: 2007.12.6

《西・南アジア》

イラク H5N1
感染確認日: 2006.2.6
パキスタン
H7 感染確認日: 2004.1.27
H5N1 感染確認日: 2006.2.27
インド H5N1
感染確認日: 2006.2.21
アフガニスタン H5N1
感染確認日: 2006.3.17
イスラエル H5N1
感染確認日: 2006.3.20
ヨルダン H5N1
感染確認日: 2006.3.27
パレスチナ自治区 H5N1
感染確認日: 2006.4.18

クウェート H5N1
感染確認日: 2007.3.1
サウジアラビア H5N1
感染確認日: 2007.3.27
バングラデシュ H5N1
感染確認日: 2007.3.27
イラン H5N1
感染確認日: 2008.1.17

日本

●H5N1(強毒)
感染確認日: 2007.1.13
清浄性確認日: 2007.5.8
●H5N2(弱毒)
感染確認日: 2005.6.26
清浄性確認日: 2006.7.21
●H5N1(強毒)
感染確認日: 2004.1.12
清浄性確認日: 2004.4.13

《東南アジア》

香港 H5N1
感染確認日: 2001.5.18
マカオ H5N1
感染確認日: 2001.5.24
ベトナム H5N1
感染確認日: 2004.1.9
インドネシア H5N1
感染確認日: 2004.1.25
ラオス H5
感染確認日: 2004.1.27
(※H5N1 感染確認日: 2006.7)
カンボジア H5N1
感染確認日: 2004.1.25
タイ H5N1
感染確認日: 2004.1.22
マレーシア H5N1
感染確認日: 2004.8.5
ミャンマー H5N1
感染確認日: 2006.3.14

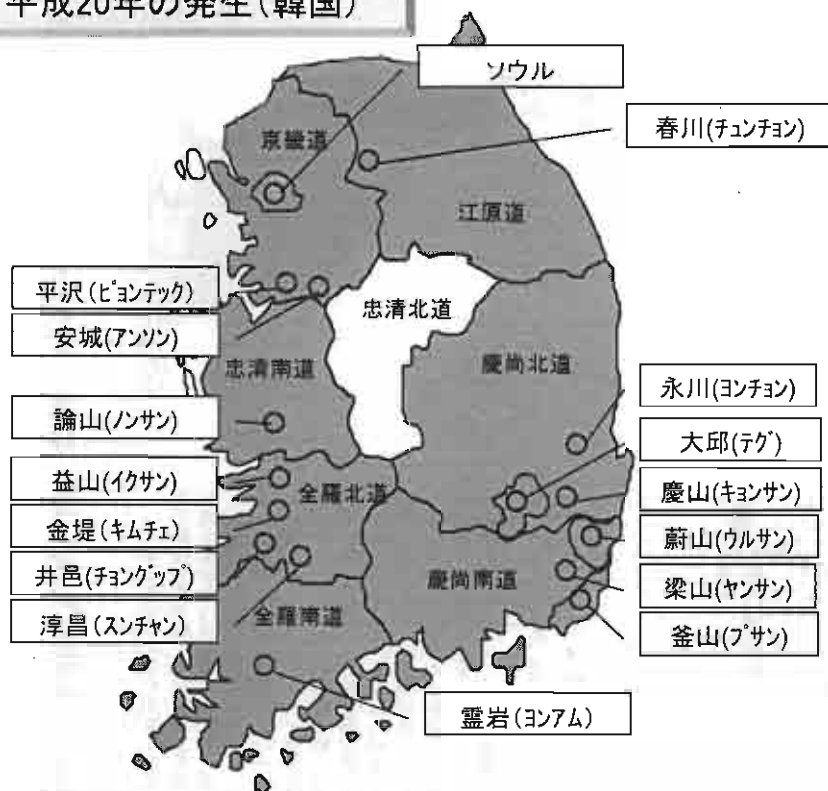
《南北アメリカ》

アメリカ(弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
ニュージャージー州 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2008.2.15
ニューヨーク州 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2008.5.30
アーカンソー州 H7N3(弱毒) 感染確認日: 2008.6.3
ニューハンプシャー州 H7N7(弱毒) 感染確認日: 2008.8.11
アイダホ州 H5N8(弱毒) 感染確認日: 2008.9.5
メキシコ(弱毒タイプのため州単位での輸入停止)
コアウイラ州他 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2005.3.31
ドミニカ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2007.12.25
ハイチ共和国 H5N2(弱毒) 感染確認日: 2008.6.16

2008年9月5日現在

日本及び韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

平成20年の発生(韓国)



分類	亜型	例数	小計
高病原性鳥インフルエンザ 確認例	H5N1	11例	42例
	H5亜型、 未公表等	31例	

※① 1件目の感染確認は平成20年4月2日

※② 平成20年5月12日以降、新たな発生報告無し

平成16年からの発生(日本)

＜平成20年＞

野鳥からH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

4月 秋田県

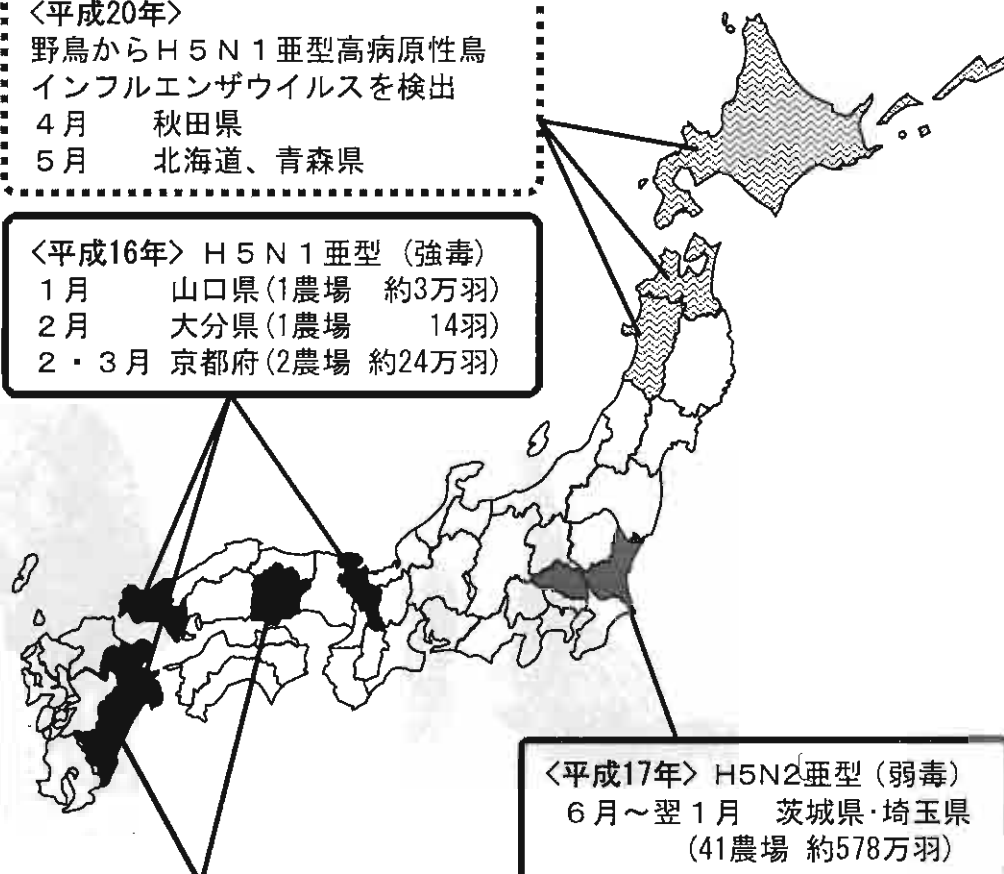
5月 北海道、青森県

＜平成16年＞ H5N1亜型（強毒）

1月 山口県(1農場 約3万羽)

2月 大分県(1農場 14羽)

2・3月 京都府(2農場 約24万羽)



＜平成17年＞ H5N2亜型（弱毒）

6月～翌1月 茨城県・埼玉県
(41農場 約578万羽)

＜平成19年＞ H5N1亜型（強毒）

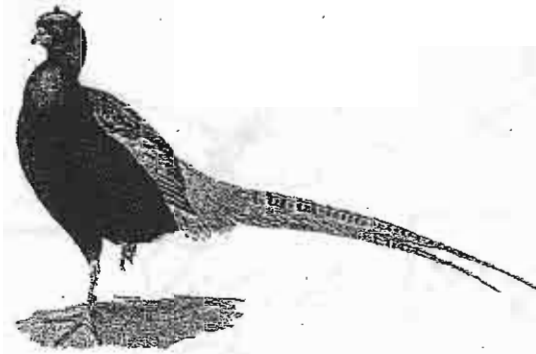
1月 宮崎県(2農場 約7万羽)

1月 岡山県(1農場 約1万羽)

2月 宮崎県(1農場 約9万羽)

きじ、だちょう及びほろほろ鳥について

〔鷄 鷄 目 き じ 科〕

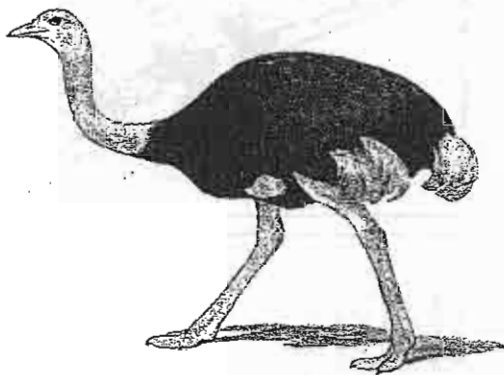


き じ

Phasianus versicolor Vieillot

雄は光った帯緑黒色の美しい羽色と、長い尾羽をもつ、大きな(翼長 230 mm)立派な鳥だが、雌は全く異り、地味で、全身淡黄褐色に一面に黒斑がある。尾も雄よりずっと短い。日本特有の種類で本州・四国・九州だけにしかいない。雑木林・原野・畑などに多棲し、弱ましい声で、ケンケンと鳴き、高い羽音と共に飛び立つので銃猟の興味も深く、また肉の味も優れているので猟鳥として最も良い。狩猟家に猟獲される数は年々 40~50 万羽に及ぶ。繁殖期は 4~7 月で、藪の中の地上の凹みに少許の枯草を敷き、淡褐色無斑の卵 10 個内外をうむ。地方により羽色に多少の差異があるので、きじ・きたきじ・きゅうしゅうきじ・しまきじの 4 亜種を区別する。

〔走鳥目 だちょう科〕



だ ち ょう

Struthio camelus Linnaeus

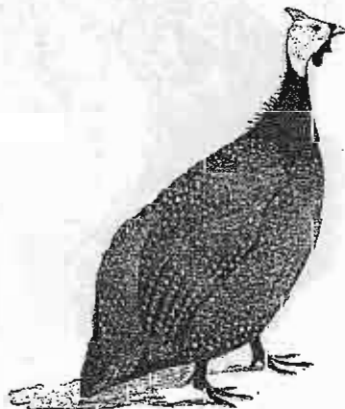
アフリカ・アラビアの砂漠や草原に群棲する。鳥類中最大の種で、背の高さ 2.5 m に及ぶ。翼は柔かでごく短く、全く飛ぶ力はないが、脚は長大で強い。走る時には長い頸を直立させ、小さい翼を帆のようにひろげて飛ぶように走る。趾の数は鳥類中最も少く、僅かに 2 本、それは第 3 趾と第 4 趾とが残存したものである。雌雄羽色を異にし、雄の主色は黒色だが雌では灰色である。頭頸部は裸出し肉色を呈する。食餌はおもに草の葉・木の実等をとるが、その他小形鳥獣類・爬虫類・昆虫等をも食する。だちょうは羽毛が装飾用として需要が多いため羽毛・皮(靴して用いる)・肉等をとるのに養殖される。その他動物園に多く飼育される。

ほろほろちょう

Numida galeata Pallas

この種は近頃減少したが、もとは我国にも多く飼われていた。家禽としてはやや小形の丸い感じの鳥で、体には美しい小紋のような斑紋がある。頭上には鳥帽子型の角状の突起を有し、顔の一部の裸出部と肉垂は赤色である。肉も卵もたいへんに良い味をもっているが、繁殖率は悪く、産卵数も少ないので実用的よりはむしろ愛玩用の家禽である。この鳥はアフリカの西部の原産で、ギリシャ・ローマ時代から飼養され、家禽としても古い起源のものだが、実用的でないため一時廃れ、現在の品種は近代に至って再び家禽化されたものといわれる。やや荒い鳥で飛翔力も強い。図示のものは全く野生種と同様の羽色であるが、この外に青色や白色の品種がある。

〔鷄 鷄 目 き じ 科〕



家きんの飼養実態の比較(平成18年度)

	七面鳥	きじ	だちょう	ほろほろ鳥
飼養戸数(戸)	198	179	267	40
飼養羽数(羽)(A)	4,157	81,097	5,139	19,442
平均飼養羽数(羽/戸)	21.0	453.1	19.2	486.1
単価(円)(B)	8,729	4,295	51,070	2,749
年間生産額(A×B)	3.6千万円	3.5億円	2.6億円	5.3千万円
飼養地域	全国的(31県)	全国的(36県)	全国的(36県)	19県 (岩手県及び茨城県に集中)
飼養目的	食用(肉)	食用(肉)・放鳥用	食用(肉)・皮革用	食用(肉)
卵の用途	種卵用	種卵用	種卵用	種卵用
飼養形態	屋内飼育	屋外飼育	屋外飼育	屋内飼育
基幹的家畜に伝播するリスク	飼料、資材が同一	飼料、資材が同一 糞の処理方法、業者が同一	飼料、資材が同一 糞の処理方法、業者が同一	飼料、資材が同一 糞の処理方法、業者が同一

出典:農林水産省「畜産関係資料」(生産局畜産部畜産振興課調べ)、(社)中央畜産会「家畜改良関係資料」

だちょう、きじ及びほろほろ鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生事例

平成20年8月現在

種類	発生年月	発生国名	亜型	備考
だちょう	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、きじ、ほろほろ鳥を含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
	平成16年8月	南アフリカ	H5N2	約1万4000羽のだちょうが殺処分された。
	平成18年6月	南アフリカ南部	H5N2	鶏を含め、約7000羽が殺処分された。
きじ	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、だちょう、ほろほろ鳥を含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
	平成19年2月	パキスタン	H5N1	あひる、クジャク、ハトを含め、約200羽が殺処分された。
ほろほろ鳥	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、だちょう、きじを含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
	平成18年5月	デンマーク	H5N1	鶏、あひる、がちょう、クジャクを含め、約100羽が殺処分された。
	平成19年2月	クウェート	H5N1	鶏、あひる、がちょう、ハトを含め、約3500羽が殺処分された。
	平成20年4月	ロシア	H5N1	鶏、あひるを含め、42羽が殺処分された。
	平成20年7月	ナイジェリア	H5N1	鶏、あひるを含め、約4000羽が殺処分された。

注)これらの事例はすべて強毒タイプのウイルスによるものである。

出典： OIE「World Animal Health」、OIE「World Animal Health Information Database」、Acta Tropica 平成14年第83巻

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病		家畜
（略）	（略）	
二十三 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	
（略）	（略）	

2・3 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）（抄）

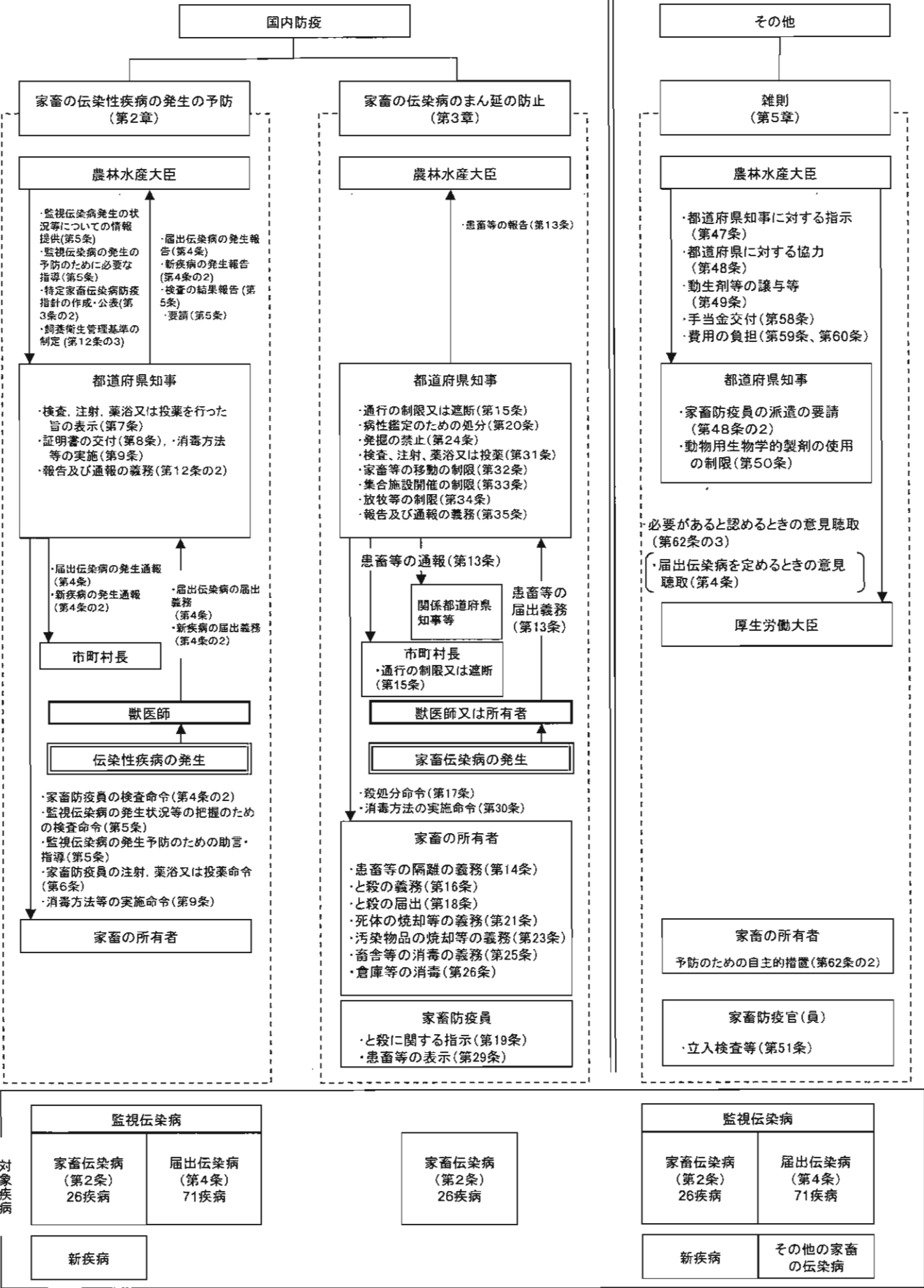
（政令で定めるその他の家畜）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

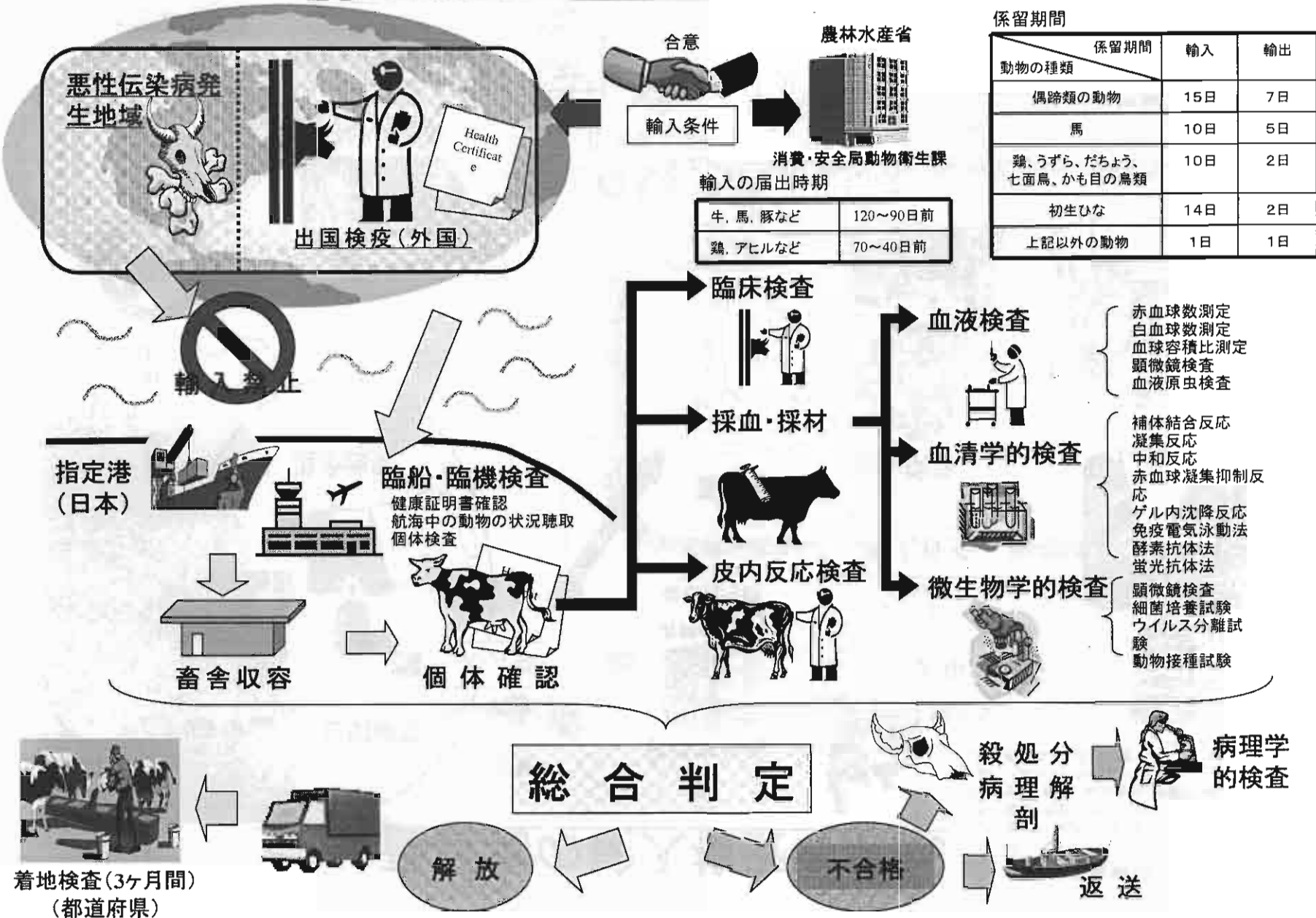
伝染性疾病		家畜
（略）	（略）	
高病原性鳥インフルエンザ	七面鳥	
（略）	（略）	

家畜伝染病予防法の概要

目的：家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る(第1条)



偶蹄類，馬，家きん等の輸入検査



畜産物の輸入検査の流れ

畜産物等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハムソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草

